

## 職業と家庭の両立問題

——各地域女性教員会の取り組みの傾向を中心に——

齋 藤 慶 子\*

### Equality at Work and at Home

Married Female Teachers' Maternity Leaves and Their Working Efficiency

at the Elementary Schools in Every Prefecture

SAITO Keiko

#### abstract

In this paper I will explore how politically every prefecture's administration was in promoting equality at work and at home for female teachers in Japan. I have ever explored the promotion of equality for married female teachers, focusing on the decade from 1917 to 1927. And I have examined the facts when and how they discussed the conditions of them and demanded their equal rights, both at work and at home.

As I consequently get the materials with discussed descriptions married female teachers in eight prefectures and two cities, I will precisely analyze these materials by classifying them according to subjects; ① Child-Care Supporting ② Equality at Work and at Home ③ Raising the Status of Women.

Keywords : Married female Teacher, Maternity Leaves, Working Efficiency, Motherhood

#### はじめに

小学校女性教員の職業と家庭の両立問題<sup>1</sup>は、1910年代～20年代にかけて深刻さの度合いを増していた。女性教員の増加<sup>2</sup>に伴い浮上した両立問題は、「母性」<sup>3</sup>を保護するという論点と地位向上を実現するという論点の折合<sup>い</sup>を模索して、「母性」を軸に議論が繰り返されていた<sup>4</sup>。

本稿では、第1回全国小学校女教員会議<sup>5</sup>（第1回大会のみ全国小学校女教員会議、第2回大会以降全国小学校女教員大会。以下、全国大会と記す）が開催された1917年から、部分勤務制<sup>6</sup>が可決された第7回全国大会が開催された1927年までに焦点をあてる。第一に、この時期、各地域女性教員会が職業と家庭の両立問題に関して、①いつ、②どのような議案で議論或いは調査を行ったかを、主に都道府県教育史、道府県教育会雑誌<sup>7</sup>を用いて明らかにしていく。

職業と家庭の両立問題は、(1) 産休制定、(2) 正規の教員資格を失うことなく、育児・介護のようなライフステージの変化に併せて専科教員としての採用などの多様就業型ワークシェアリングを可能にすることを目的とした部分勤務制にみられる提案、(3) 学校内での授乳施設の設置、(4) 託児施設の設置、(5) 家事の効率化、(6) 学校・

キーワード：有夫女性教員、産前産後休暇、勤務能率、母性

\*平成15年度生 人間発達科学専攻

社会・家庭の理解といった項目を挙げて、議論が展開された。(1) の産休制定は、1920 年前後に各地域で産休期間が制定・延長され、1922 年には文部省訓令第 18 号が出されることによって一定の決着をみることができるものの、代用教員が制度化されていない状況では現実に産休を取得することは不可能であり、戦後に至るまで解決をみることはできない。また、(2) は (6) にあるような周囲の理解と協力が得られて初めて実現するものであり、現代に至るまで実質的に対応されることが難しい課題である。(3) や (4) といった設備的な問題は、当時、ほとんど実現化されていないが、各地域女性教員会ではしばしば要求された課題であった。さらに、(5) は女性教員自身の努力に委ねられるもので周囲からの反発を受けることはないため、度々成案の中に登場していた。

そこで、第二に、第一で議論時期と議案が明らかになった 20 道府県および 2 市のうち、議論の結果提出された成案が記載されていた 8 道府県 1 市について、上記のような課題がどのように見られるのかを、①育児支援、②職業と家庭の両立（A. 女性教員の働き方の見直し、B. 女性教員の家庭生活の見直し、C. 家庭・学校・社会による支援と理解）、③地位向上要求の項目で分析していく。

表 1 全国小学校女教員大会で提出された産休及び有夫・部分勤務制問題に関する議案

	産休問題	有夫女教員及び部分勤務制問題
第1回 1917（大正6）年 10月20～22日	第6号議案「小学校女教員産前産後の休養は凡そ何週間を適切とするか」（帝国教育会提出）審議未了	第2号議案「小学校に於ける有夫女教員の為に特に勤務時間を減少すると共に其俸給支給額も亦従つて減少し而も教員席次等は年功に応じて相当の地位を保たしめ得る様特別の規定を制定し學校の都合と本人の希望とにより便宜之に依らしむる便法を設くる可否」（帝国教育会提出）否決案可決
第2回 1920（大正9）年 10月19～23日	第5号議案「女教員の産前産後の休養は何週間を適切とすべきや且之が実行方法如何」（帝国教育会提出） 調査案可決 調査報告「A 産前産後を通じて凡そ八週間を適切と 本案に対して求めたる医師の意見と多く 経験者の実際状態微したるものなり」 ⇒第1回会議での休養要求から一週間延長。 実行方法を明記。更に「休養期間中相当補充員を置かれたきこと」とする。	第3号議案「有夫女教員が主婦としての任務と女教員としての任務を如何に調和せしむるべきか」（横浜市教育会提出） ⇒調査報告では女教員の自覚として 「1、職務に対する自覚 2、境遇に対する自覚」を挙げる。結果的に、調査案が可決されるが勤務時間削減内容は盛り込まれない。
第4回 1924（大正13）年 5月28～30日	第5号議案「女教員産前産後に休養すべきについて は其補充を如何にすべきか」（神奈川県教育会提出） 決議事項「一、一校に一人の補助教員又は臨時代用 教員を採用すること二、地方の状況によ りては数校にて一人の補助教員を置くこと」	
第5回 1925（大正14）年 5月21～23日		第4号議案「女教員の家庭生活を簡単ならしむる方 如何」（帝国教育会提出） ⇒可決された調査報告案は、衣服、食物、住居の改善、 日常行事、交際・休日の過ごし方等、生活改善運動 の影響を受けたものであった。勤務時間の削減、家庭や学校への理解を求める項目なし。女性教員の家 庭生活の過ごし方のみに言及。
第6回 1926（大正15）年 6月5～7日		第1号議案「小学校女教員に対し部分勤務の制を設 くるの可否及其の実行方案如何」（帝国教育会提出） 保留
第7回 1927（昭和2）年 5月22～25日		第2号議案「小学校女教員に対し部分勤務の制を設 くるの可否及其の実行方案如何」（帝国教育会提出） 修正可決

（第1回～第4回大会『帝国教育』425、460、466号、第5回～第7回大会『小学校女教員』『かがやき』から作成）

小学校女性教員に関する先行研究<sup>8</sup>では、職業と家庭の両立問題を、第1回から第7回全国大会で継続審議された議案と捉えている。しかし、全国大会で扱われた議案の内容と提出された調査案の内容を精査していくと、職業と家庭の両立問題は断続的に議論された問題として扱うべきであると考えられる（表1参照）。職業と家庭の両立問題は、第1回全国大会で第2号議案として提出され否決された後に、再び第2回全国大会で第3号議案「有夫女教師が主婦としての任務と女教師としての任務を如何に調和せしむべきか」として提出される。第2回

全国大会では、議論百出の結果、勤務時間削減を盛り込まずに可決される。その後、一旦議論が沈静化し、第3回から第5回全国大会では、有夫女性教員への配慮に関する議案は影を潜める。新井は、第5回全国大会での第4号議案「女教員の家庭生活を簡単ならしむる方如何」を有夫女性教員問題の変形と捉えている<sup>9</sup>が、可決された調査報告案は生活改善運動の影響を受けたものであり、勤務時間の削減、家庭や学校への理解を求める項目はなく女性教員の家庭生活の過ごし方のみへの言及に留まるものである。したがって、有夫女性教員問題と同列に扱うことはできないと考える。

こうした全国大会での職業と家庭の両立に関する議論の展開と、各地域女性教員会の議論動向は一致したものだったのか。先行研究が指摘する第1回全国大会から第2回全国大会までの1910年代後半から1920年までと、部分勤務制問題が議論された第6回全国大会から第7回全国大会の1926年から1927年という全国大会での議論のピークと、各地域女性教員会での議論時期は一致するものなのか。

本稿では、先行研究では明らかになっていない各地域女性教員会での職業と家庭の両立問題への取り組みの時期と動向の把握を、試みていく。地域の女性教員会での女性教員の発言は、学校現場に近いだけに直接的に男性教員や行政側の方針の影響を受け、さらに批難の的になりやすい。しかし、だからこそ地域に焦点を当てることで、切実な問題であった職業と家庭の両立問題が、女性教員が実際に働く学校現場においてどのような位置づけにあったのということを知ることができると考えるのである。

## 1. 職業と家庭の両立問題の議論時期と議案傾向

各地域女性教員会が、職業と家庭の両立問題についてが議論を重ねた時期はいつか。（表2）に示した「職業と家庭の両立問題に関する議論および調査の時期と提出議案・諮問案」から、1917年から1925年に議論が行われたことがわかる。とくに、第1回全国大会が開催された1917年から第2回全国大会が開催された1920年までに集中しており、延べ18地域の女性教員会が職業と家庭の両立問題について議論を行っている。1921年以降に議論を行った地域は、延べ12地域である。ただし、愛媛県・福島県・長崎県・群馬県は2回、福岡県においては4回にわたって、職業と家庭の両立問題について議論を重ねている。したがって、実数としては、1920年までに12道府県1市、1920年以降は7県1市が議論を行っていることになる。しかし、重複している5県は、いずれも1920年までに1回もしくは2回以上の議論を行っている。つまり、各地域女性教員会での職業と家庭の両立問題の議論時期のピークは、1920年前後とみるとべきであると考える。全国大会における職業と家庭の両立問題の議論の山は、第1回大会から第2回大会までの1910年代後半から1920年までと、部分勤務制問題が議論された第6回大会から第7回大会の1926～1927年であるので、少なくとも全国大会での後半の議論のピークとは合致しないことがわかる。

次に、各地域女性教員会に提出された議案・諮問案について検討していく。議案に用いられている文言を見ていくと、①「勤務能率」「勤続年数」といった女性教員の勤務に重点をおいた議案・諮問案、②「有夫女性教員」「家庭と学校の生活の両立」といった有夫女性教員への配慮を明確に唱えるものの、大きく二つに分けることができる。

「勤務能率」「勤続年数」を謳う議案・諮問案が提出されているのは、第1回福島県女教員協議会（1918年12月）、第1回長崎県女教員研究会（1919年6月）、福岡県女教員会（1919年11月）、静岡県女教員協議会（1920年2月）、第1回群馬県女教員研究大会（1920年6月）、第1回京都府女教員研究大会（1920年10月）、福岡県女教員会（1920年11月）、第3回三重県女教員大会議題（1921年9月）、大分県教育会第4回女教員会議事（1922年11月）、第8回愛知県女教員大会協議題（1925年11月）である。1920年までの議論で「勤務能率」「勤続年数」といった文言が多く使われていることがわかる。

一方、「有夫女性教員」「家庭と学校の生活の両立」といった文言を盛り込み有夫女性教員への配慮を明確に唱えるものとしては、福岡県女教員大会郡市提出問題（1918年11月）、第1回京都市小学校女教員協議会（1920年10月）、福岡県女子教育大会各郡市提出協議題（1920年10月）、福岡県女教員部会（1920年11月）、第2回長崎県女教員会議（1920年11月）、愛媛県温泉郡第1区女教員会（1920年12月）、第2回群馬県女教員研究大会（1921年6月）、第3回三重県女教員大会（1921年9月）、第2回福島県女教員協議会（1921年10月）、第3回香川県

齋藤 職業と家庭の両立問題

表2 職業と家庭の両立問題に関する議論および調査の時期と提出議案・諮詢案<sup>(註1)</sup>

地域	職業と家庭の両立問題に関する議案および調査の時期と概要		主催・開催機関
	時期	提出議案および調査概要	
長野県	1917年9月	第1回長野県女教員大会、第1回全国大会第二号議案の対応で「有夫の女教員の為に特別待遇法を設くるの可否」を議論。否決。	信濃教育会
愛媛県① (註2)	1917年9月	愛媛県松山教育部会女教員研究会、第1回全国大会第二号議案について、賛成者数名(有夫者)、否決者大多数(大部分が独身者)で否決。しかし、実際には有夫者に対する何らかの措置が必要であり、議論を要するとしている。	愛媛県教育会
石川県	1917年10月	第一回全国小学校女教員会議にむけて、第2号議案(全国)についても議論をし、県としての見解を発表。また、同時に石川県教育長による女教員会開催についての可否調査が実施される。	石川県
愛知県①	1918年6月	第1回愛知県女教員大会、第8号議案「女教員の特に修養すべき事項如何」	女子師範学校
福岡県①	1918年11月	福岡県女教員大会、郡市提出問題「八. 有夫の女教員にして学校の職務と主婦の任務とを完うせしむる良法如何」(福岡市)	福岡県教育会
福島県①	1918年12月	第1回女教員協議会、協議題「第2部 勤務改正を希望する事項」	女子師範学校
長崎県①	1919年6月	第1回長崎県女教員研究会、県諮詢案「一、小学校女教員ノ能率ヲ一層増進スル適當ナル方法如何」	長崎県教育会
福岡県②	1919年11月	福岡県女教員会、「一、女教員の能率を高むべき実際の施設方案如何」	福岡県教育会
静岡県	1920年2月	静岡県女教員協議会、「(一)女教員をして長く勤続せしむる方法如何」	女子師範学校
栃木県	1920年6月	栃木県教育会において第2回全国女教員大会参加教員選出の際、全国大会議案第2号議案が議論された。	
群馬県①	1920年6月	第1回群馬県女教員研究大会、「第一部 女教員ノ職務ニ関スル件 3. 女教員ノ能率増進ニ就キテ、6. 女教員ヲシテ永ク勤続セシム良法如何」	女子師範学校
北海道	1920年10月	第1回北海道女教員研究会、協議題「三. 制度改善其の他についての要求事項」	札幌師範学校付属小
京都市	1920年10月	第1回京都市女教員研究大会、協議題「女教員の勤務能率を進むるに最も適切なる方法」	女子師範学校
京都市	1920年10月	第1回京都市小学校女教員協議会が「女教員は職務の外家庭に於ける任務を二重に負へる感あり。之に対する所感、希望対応策」を協議する目的で開催される。	京都市
福岡県③	1920年10月	福岡県女子教育大会、各都市提出協議題「5. 優良なる女教師たり同時に家庭に於ける善良なる婦人たるべき方案如何」(八幡市会)	福岡県教育会
福岡県④	1920年11月	福岡県女教員部会、各郡提出問題「小学校女教員をして執務上懸念なく幼児保育を安全ならしむる方案如何」(嘉穂支会) 「女教員の能率増進を計るため家庭並に学校両生活に於て改善すべき緊要なる事項如何」(嘉穂支会)	福岡県教育会
長崎県②	1920年11月	第2回長崎県女教員会議、各郡市別提出問題「イ. 女教員ノ生活上ニ於ケル改善ノ要点及ヒ其方法如何」「ロ. 婦人ノ社会的活動ト家庭生活トヲ如何ニ調和スベキカ」	長崎県教育会
愛媛県②	1920年12月	愛媛県温泉郡第1区女教員会、第2回全国大会出席者の報告をうけて、「女教員は家庭を破壊しせざる事を期し授業終了後は直ちに帰宅すること」を郡に懇請することを決議	愛媛県教育会
群馬県②	1921年6月	第2回群馬県女教員研究大会、「第二部 女教員ノ服務ニ関スル件第二類 其の他、15. 産前産後ノ休養ニツキテ反省スベキ点ナキカ」「第一類 女教員ノ学校ト家庭トニ於ケル任務ノ調和ニ関スルモノ、38. 有夫女教員ノ学校及家庭ニ於ケル任務ヲ如何ニ調和セシムベキカ、39. 有夫女教員ヲシテ学校ト家庭トノ務ヲ如何様ニ調和セシムベキカ」	女子師範学校
三重県	1921年9月	第3回三重県女教員大会、議題「(4) 女教師の学校生活と家庭生活、(7) 女教師の能率促進」	女子師範学校
福島県②	1921年10月	第2回福島県女教員協議会、諮詢案「第1問 有夫の女教員は、家庭との関係上学校勤務に支障なきか、もしありとせば、その救済法如何」	女子師範学校
香川県	1922年6月	第3回香川県小学校女教員会、第12号議案「小学校女教員ノ結婚ニ対シ相当ノ賜暇ヲ与ヘラレントラ建議シテハ如何」、可決の上、全国女教員会に提出。	香川県教育会
熊本県	1922年6月	第3回熊本県女教員大会、協議題「四、女教員より男職員に対し希望すべき事項如何」(女子師範付属小提出)	女子師範学校
千葉県	1922年11月	第2回千葉県小学校女教員大会、女性教員からの建議案として「放課後の執務時間をさだめられたきこと」	女子師範学校
大分県	1922年11月	大分県教育会第4回女教員会、議事「女教員の能率を一層増進する適切なる方案如何」	大分県教育会
佐賀県	1923年2月	佐賀県女教員会、協議事項「一、女教員の能力を一層尊重して其の待遇の向上を期せられんことを望む」(建議見合せ) 協議事項「九、女教師の服務に關し障害事項の救済策如何」(建議見合せ) 建議事項「一、夫の病気看護に関する法令改正を建議す」(可決)	佐賀県教育会
岐阜県	1923年3月	1922年4月～1923年3月、岐阜県下男女4000名の教員に対して、「一、欠勤状況、二、年齢、三、勤続年数、四、退職事情、五、配偶有無、六、女教員産前産後の休養」の調査を行う	岐阜県
群馬県③	1923年6月	第4回群馬県女教員研究大会「第四部 雜 20. 産前産後の休養期間中に於ける補欠教授は如何にすべきか、26. 職業婦人の立場を如何にして明らかにするか」	女子師範学校
甲府市	1923年7月	甲府市女教員有志会、有夫女性教員の増加が教員全体の低レベル化を齎すという春日小学校長の発言に抗議して有志会設立。甲府市小学校職員研究会にて、「1) 有夫女教員勤務の実際、2) 有夫女教員の日常生活、3) 産前産後の休暇」等について春日小学校長により説明された。	甲府市女教員有志会
岐阜県②	1925年7月	県内350有余の小学校長による女子師範学校卒業生の勤務状況の報告。 有夫者の仕事能率の低さを指摘している。	女子師範学校
愛知県②	1925年11月	第8回愛知県女教員大会、協議題「小学校女教員の能率を増進する良方案」	女子師範学校
宮城	1930年6月	第18回宮城県女教員研究会研究要録、県下小学校女教員実態調査、「勤続年数」の記載があるのみ。教科教授に関する議論中心	女子師範学校

(註1) 各地域の出典は、①県教育史および県史により作成した地域: 福島県、北海道、甲府市、②県教育会雑誌により作成した地域: 栃木県、千葉県、佐賀県、③県教育史、県史、県教育会雑誌を用いて作成した地域: 長野県、石川県、愛知県、長崎県、静岡県、群馬県、京都府、京都市、香川県、熊本県、大分県、岐阜県、宮城県、④ただし、愛媛県は『資料 愛媛労働運動史』、長野県は『信濃毎日新聞』『南信州新聞』、京都市および京都市は『京都日出新聞』『日本労働年鑑 大正10年版』、群馬県は『群馬県女教員研究大会要録』(第1回、第2回、第4回)も併用し作成。

(註2) 複数回、議案が提出された地域は、地域名の後に番号を付した。

小学校女教員会（1922年6月）が挙げられる。1918年に提出された福岡県の議案以外、全て1920年以降に集中している。

このように「勤務能率」「勤続年数」という文言と「有夫女教員」「家庭と学校の生活の両立」といった文言に注目して議案・諮問案を分類すると、「有夫女教員」「家庭と学校の生活の両立」といった文言が議案・諮問案に登場する時期は、おおよそ1920年10月を境に分かれることがわかる。給料が低廉な女性教員をいかに効率よく長期にわたって雇用するかに目的を置いた行政側の思惑を滲ます「勤務能率」「勤続年数」から、明確に有夫女性教員に的を絞る「有夫女性教員」「家庭と学校の生活の両立」への変化に、1920年10月という時期はどのような意味をもっているのか。

「勤務能率」「勤続年数」といった文言と「有夫女性教員」「家庭と学校の生活の両立」の文言の登場が入れ替わる1920年10月は、まさに第2回全国大会（1920年10月19日～23日）が開催された時である。第2回全国大会では、第二号議案として提出された職業と家庭の両立問題に関する議案が、勤務時間削減を含まない調査案により可決されている。勤務時間削減という懸案事項を含まないとはいえ、全国大会において有夫女性教員への配慮を求める議案が可決されたということは、職業と家庭の両立問題に関する議論に少なからぬ影響力をもつたことは明らかである。したがって、こうした全国大会での動向が、各地域女性教員会で提出された議案・諮問案の文言の変化に反映されたとみるのは妥当であると考える。

第2回全国大会が開催された1920年前後における議案・諮問案上の文言の変化は、全国大会と各地域女性教員会の間にある一定の影響関係を端的に示すものであるといえる。しかし、先行研究が全国大会での議論分析をもとに指摘した1926年から27年における議論のピーク時には、各地域女性教員会は職業と家庭の両立問題について特段の動きはなく、全国大会と地域女性教員会との影響関係は確認できない。こうした事態の一つの要因としては、各地域の議論の時期が1920年前後に多くの道府県が産休を制定あるいは延長したこと、さらに1922年9月18日、文部省訓令第18号により「分娩予定日前二週間」と「分娩後六週間」の休養を認めることを道府県に求めたことが挙げられる。だが、一方で、女性教員の職業と家庭の両立問題が具体的に解決へと導かれることがない状況のなかで、いたずらに両立への支援を求める議案を提出するよりも、まずは地位向上を求め、その上で有夫女性教員の働く環境を整備した方が堅実であるという考えが女性教員のなかに生じたとも考えられる。そして、こうした考えが生じたからこそ、1926年から1927年の時期に各地域女性教員会の職業と家庭の両立問題への動きを確認できないという見方も可能であるといえる。直接的に男性教員や行政側の方針の影響を受け、さらに批難の的になりやすい各地域女性教員会だからこそ、全国大会での議論とは異なる傾向が見出せるものと考える。そこで、次に、各地域女性教員会での職業と家庭の両立問題に関する議論が齎した結論として掲載された成案を、8道府県1市について分析していく。

## 2. 職業と家庭の両立問題の議論傾向—成案の分析を中心に—

職業と家庭の両立問題についての議論の結果もたらされた8道府県1市の成案について、①育児支援、②職業と家庭の両立可能性（A.女性教員の働き方の見直し、B.女性教員の家庭生活の見直し、C.家庭・学校・社会による支援と理解）、③地位向上要求の項目に分類したものが、（表3）「地域女性教員会の職業と家庭の両立および地位向上に関する議論結果」である。

8道府県1市の議論時期は、1918年から1925年までであるが、1920年前後に議論が行われている地域が多い。また、取り上げた地域の議案の文言を見ると、「勤務能率」「勤続年数」を謳う議案が提出されている地域（静岡県・愛知県・京都府・大分県）、「有夫女性教員」「学校と家庭の生活の両立」を謳う議案が提出されている地域（京都市・長崎県）、さらに双方を謳う議案が提出されている地域（群馬県）となっている。

### ①育児支援

育児支援と捉えられる成案がみられるのは、北海道、群馬県、静岡県、京都市、熊本県の5地域である。このうち、北海道、群馬県（1921年、第2回群馬県女教員研究大会）、静岡県、熊本県については、授乳に対する配慮を求めるものである。一方、第1回群馬県女教員研究大会では、「第一部 女教員ノ職務ニ関スル件 6.女教員ヲシテ永ク勤続セシムル良法如何」に対して、「11.学校に於て子女ある女教員の為めに、育児に便宜なる施設をなすこと」

表3 地域女性教員会の職業と家庭の両立および地位向上に関する議論の結果  
北海道：1920年、第1回北海道女教員研究大会、協議題「第三項 制度改善その他についての要求事項」（「北海道教育史」より作成）

育児支援	職業と家庭の両立可能性		講習会・修養機会増加及び管理職登用 [9. 待遇上、男女の調和を計ること]
	女性教員の働き方の見直し	女性教員の家庭生活の見直し	
「17. 庁令第60号、教員の職務及び服務に關する心得第11条第3項「父母看病其他止むを得ざる事項のために欠勤する時は監督官厅の認可を受うべし」とあるを特急の場合には認可を得るまでの間、届出もつて認められたきこと。又本文中「其他止むを得ざる事項中に「授乳期の用事の特急なる場合」を加へられたきこと」	群馬：①1920年、第1回群馬県女教員研究大会、「第一部 女教員ノ職務ニ関スル件 3. 女教員ノ能率増進ニ就キテ、6. 女教員ヲシテ永ク勤続セシムル良法如何」（『群馬女教員研究大会要録』より作成） ②1921年、第2回群馬県女教員研究大会、「第一部 第一類 1. 女教員ノ修養ヲ如何ニスベキカ」「第二部 女教員ノ服務ニ關スル件 第二類 其の他、15. 產前產後ノ休養ニツキテ反省スベキ点ナキカ」「第五部 第一類 女教員ノ学校ト家庭トニ於ケル任務ノ調和ニ關スルモノ 38. 有夫女教員ノ学校及家庭ニ於ケル任務ヲ如何ニシムベキカ、39. 有夫女教員ヲシテ学校ト家庭トノ任務ヲ如何様ニ調和セシムベキカ」「第五部、第二類、38. 社会ヲシテ女教員ノ立場ヲ理解セシムルニハ如何ニスベ、41. 女教員ノ地位増進ニ關スル件」	職業と家庭の両立可能性	講習会・修養機会増加及び管理職登用 [9. 待遇上、男女の調和を計ること]
育児支援	女性教員の働き方の見直し	女性教員の家庭生活の見直し	講習会・修養機会増加及び管理職登用 [9. 待遇上、男女の調和を計ること]
① 第一部、6. 「11. 学校に於て子女ある女教員の為めに、育児に便宜なる施設をなすこと」	第一部、6. 「4. 放課後退出時間を自由にすること」 「5. 転任の自由を与ふること」	第一部、6. 「12. 生活の改善をはかり勤務に便する」と	第一部、6. 「9. 学校・家庭及社会の女教員の職務に關し、理解し、同情せられたきこと」
② 第五部、第一類、38.39. 「(一) 幼児ある女教員に対する適宜哺乳の機会をなすこと」	第五部、第一類、38.39. 「(一) 母乳を有する夫女教員に対してもは適宜哺乳の機会をなすことを」	第五部、第一類、38.39. 「(二) (四)なるべく家庭生活を簡易に持つては成るべく受けるやう心掛くること」	第五部、第一類、1. 「(一) 其の修養ヒ力量ヒ待遇ヒを与ふること」 第五部、第一類、38.41. 「(二) (一)性の如何を問はずして人材登用の道を開くこと」 「(三) 学校が女教員の任務を家庭に理解せしむるやう努むること」 「(四) 学校が女教員の婦人的性能と任務ヒを理解すること」
静岡県：1920年、静岡県女教員協議会、協議題「小学校女教員ヲシテ永ク勤続セシムル方策如何」（『静岡県教育』第174号より作成）	職業と家庭の両立可能性	講習会・修養機会増加及び管理職登用 [9. 待遇上、男女の調和を計ること]	
育児支援	女性教員の働き方の見直し	女性教員の家庭生活の見直し	講習会・修養機会増加及び管理職登用 [9. 待遇上、男女の調和を計ること]
「一、服務ニ關スルコト 2. 乳児アヘルモノノ為ニハ哺乳ノ時間ト場所ヲ考慮スベキコト」	「一、服務ニ關スルコト 1. 妊婦ニハ受持学科ノ変更其他ノ保護ヲ与フルコト」 「一、服務ニ關スルコト 5. 女教員ノ勤務時間ヲ覆リニ延長セシメヌコト」	「一、服務ニ關スルコト 1. 妊婦ニハ受持学科ノ変更其他ノ保護ヲ与フルコト」 「一、服務ニ關スルコト 5. 女教員ノ勤務時間ヲ覆リニ延長セシメヌコト」	「二、待遇ニ關スルコト 2. 男女待遇ニ於ケル差別ノ撤廃 イ. 女教員ヲシテ男教員ト等シケスルコト、口、向上発展ノ道ヲ女子ニモ開ケコト」

愛知県：①1918年、第1回愛知県女教員大会、第8号議案「女教員の特に修養すべき事項如何」（『愛知教育雑誌』第367号より作成）  
 ②1925年、第8回愛知県女教員大会、協議題「小学校女教員の能率を増進する良方案」（『愛知教育』第456号より作成）

育児支援		職業と家庭の両立可能性		地位向上への要求	
①	女性教員の働き方の見直し	女性教員の家庭生活の見直し 「(八)職務を自覚し一家の主婦として の本分を尽すこと」	学校・家庭・社会による理解・支援	講習会・修養機会増加及び管理職登用	
②		「三、其他 3. 家庭生活を簡易にする こと」	「三、其他 1.当事者理事者の女教員 に対する理解を得たきこと。」		
京都府：1920年、第1回京都府女教員研究大会、第1協議題「女教員の勤務能率を進むる最も適切なる方法」（1920年10月1920日付『京都日出新聞』より作成）	育児支援	職業と家庭の両立可能性	学校・家庭・社会による理解・支援 「環境方面 ③女教員に対する当事者 の理解と同情」	講習会・修養機会増加及び管理職登用 「環境方面 ⑤女教員の待遇を高める こと」	地位向上への要求
京都市：1920年、第1回京都市女教員協議会、「女教員は職務の外家庭に於ける任務を二重に負へる感あり。之に対する所感、希望対応策」（1920年10月21日付『大阪朝日新聞』、『日本労働年鑑』1921年版より作成）	育児支援	職業と家庭の両立可能性	学校・家庭・社会による理解・支援	講習会・修養機会増加及び管理職登用	地位向上への要求
「②乳児を持つ女教員の適當な育児法」	育児支援	女性教員の働き方の見直し 「(4)女教員平常の勤務時間に就て」	女性教員の家庭生活の見直し	講習会・修養機会増加及び管理職登用	
大分県：1922年、第4回大分県女教員会、議事「女教員の能率を一層増進する適切なる方案如何」（『大分県教育雑誌』第443号より作成）	育児支援	女性教員の働き方の見直し	女性教員の家庭生活の見直し 「(二)女教員の能率を一層増進する方 案 二、家庭に於ける負担を軽減せよ 1、仕事を整理せよ」	女性教員の家庭の両立可能性 「(二)女教員の能率を一層増進する方 案 二、家庭に於ける負担を軽減せよ 1、仕事を整理せよ」	地位向上への要求
長崎県：1920年、第2回長崎県女教員会議、各郡市別提出問題「イ.女教員ノ生活上ニ於ケル改善ノ要點及ヒ其方法如何」「ロ.婦人ノ社会的活動ト家庭生活トヲ如何ニ調和スベキカ」（『長崎県教育雑誌』第336号より作成）	育児支援	女性教員の働き方の見直し 「12.男女教員ノ授業時数ヲルベク均 等ナラシメ修養ノ時間ヲシルコト」	女性教員の家庭生活の見直し	講習会・修養機会増加及び管理職登用 「8.家庭及社会ニ於テ女教員ノ職責ヲ理 解シ、其活動ヲ助成スルコト。」	地位向上への要求
熊本県：1922年、第3回熊本県女教員大会、協議題「四、女教員より男職員に対し希望すべき事項如何」（『女子師範付属小提出』）（『熊本教育』第150号より作成）	育児支援	女性教員の働き方の見直し	女性教員の家庭生活の見直し	講習会・修養機会増加及び管理職登用	地位向上への要求
「二.女教員及び女として立場に今少 少し理解と同情とを持って貰ひた ハ.生理上より来る障害妊娠哺乳に 対して理解して貰ひたい」				「三.女教員の向上に力を添へて貰ひた い理解と同情とを持つて貰いたい口.女 教員の家庭生活を理解して会議事務等 をなく簡捷(必要な範囲に於て)とならぬ程度にして力の余裕を与へて にして、退校時刻等の如きも束縛的な 事を避けて貰ひたい」	講習会・修養機会増加及び管理職登用 「女教員の向ふに力の余裕を与へて貰ひた い.疲労し易い体质であるから、過労 をなく簡捷(必要な範囲に於て)とならぬ程度にして力の余裕を与へて にして、退校時刻等の如きも束縛的な 事を避けて貰ひたい」

という成案が可決され、育児施設の創設要求が明記されている。また、京都市女教員協議会でも、「乳児を持つ女教員の適當なる育児法」が京都市に対して報告されており、具体的な育児支援を模索する動きが確認できる<sup>10</sup>。育児施設の創設を求める群馬県や京都市には、育児を「社会的なものと捉える」<sup>11</sup>姿勢を窺うことができる。

さらに、具体的な議論の推移は確認できないが、1923年の佐賀県女教員会では、建議事項として「夫の病気看護に関する法令改正を建議す」が提出・可決されている。この時期、育児支援だけでなく介護に対する建議案が提出・可決されていることは注目すべきである。

### ②職業と家庭の両立可能性

#### A. 女性教員の働き方の見直し

勤務時間削減、担当科目的変更により、女性教員の勤務体系を見直すことで職業と家庭の両立の可能性を探る成案が出された地域は、群馬県・静岡県・京都市・長崎県である。また、議案の確認しかできないが、千葉県でも1922年開催の第2回千葉県小学校女教員会議において、建議案「放課後も勤務時間をさだめられたきこと」が提出されている。

このうち、長崎県で提出された成案は、勤務時間を見直すことで女性教員の「修養ノ時間ヲツクルコト」を目的としているので、この成案のめざすところは職業と家庭の両立の可能性ではなく地位向上と見るほうが妥当であると考える。また、静岡県と京都市は、単に勤務時間削減もしくは勤務時間の延長を拒否する内容のものである。

これに対し群馬県では、勤務時間の削減もしくは延長拒否にくわえ、転任の自由と勤務時間削減に伴う担当科目的変更を求めていた。全教科を一人の教員で担当する小学校教員にとって、時間で単純に区切る短時間勤務は困難である。短時間勤務が可能であるのは、二部教授もしくは専科教員ということになる。専科教員ならば、担当の科目的教授を行えば他の教員との煩雑な連絡をすることなく短時間勤務に就くことができる。1921年に開催された第2回群馬県女教員研究大会では、「比較的複雑なる家庭を有する有夫女教員に対しては成るべく受持を専科的にし登校退出の時間等を緩除するやう取計ふこと（物質的待遇を之に負うぜしむることは止むを得ざることなるべし）」と成案中に記され、勤務時間削減を現実的に実施する法案がみられる。群馬県に見られる成案の文言は、女性教員が実際に働く学校現場と密接な関係のある地域女性教員会だからこそ作り出されたものとも捉えることができ、それだけ職業と家庭の両立問題が女性教員にとって切実な問題であったことの表れといえる。

#### B. 女性教員の家庭生活の見直し

職業と家庭の両立可能性を、女性教員の家庭生活の見直しによってはかろうとする成案が提出されたのは、群馬県・愛知県・京都府・大分県である。どの地域でも、女性教員の家庭生活を「改善」「簡易」「改良」することにより、教員としての職務に尽すことを期待する内容の成案となっている。

しかし、1918年に開催された第1回愛知県女教員大会では、第8号議案「女教員の特に修養すべき事項如何」に対して、「職務を自覚し一家の主婦としての本文を尽すこと」が提出・可決されている。「一家の主婦としての本文」を疎かにすることなく家庭生活を過ごすことが教員としての修養につながり、やがては職業と家庭の両立の可能性を開くものであるという内容である。ここからは、女性教員の「主婦としての本分」が、「女性」の教員としての存在価値を裏付けるのだとする解釈を垣間見ることができる。

#### C. 学校・家庭・社会による理解・支援

学校・家庭・社会により理解と支援を求める成案は、群馬県・愛知県・京都府・長崎県・熊本県から提出されている。群馬県・愛知県・京都府・長崎県では、職業と家庭を両立させなければならない女性教員に対しての理解と同情を単に求めるものである。これに対して熊本県では、「女教員の家庭生活を理解して会議事務等をなるべく簡捷にして、退校時刻等の如きも束縛的な事を避けて貰ひたい」とあり、単に家庭生活への理解を求めるだけでなく、具体的に会議事務にかかる時間の短縮化により職業と家庭の両立を支援することを求める内容となっている。

### ③地位向上への要求

地位向上要求は、修養の場や講習会の機会を要求するものと、校長・視学等への人材登用を直接的に要求するものとに分けられる。修養の場や講習会の機会の要求は、女性教員の学力増進を図ることで男性教員との待遇の差をなくすことをめざすものである。

修養の場および講習会の開催を求める可決案は、群馬県（1920年）・京都市・熊本県にみられた。一方、北海道・群馬県（1921年）・静岡県・京都府では、校長・視学等への人材登用により地位向上・待遇改善を求める案が可

決された。どちらの立場の地位向上要求であっても、基本的に男性教員との格差の是正を大きな目的としている点では一致している。

しかし、その中で、熊本県で可決された「三．女教員の向上に力を添へて貰ひたい イ．疲労し易い体質であるから、過労とならぬ程度にして力の余裕を与へて貰ひたい。」は、「疲労し易い体質」と明言し女性教員の「弱さ」に言及して男性教員からの協力を求めている。男性教員との待遇格差是正を目論む地位向上要求でありながら、格差の根拠とされる女性教員の「弱さ」を自ら認める文言を盛り込んでいる点は他地域には見られない傾向であり、留意すべきといえる。

以上の分析から、各地域の成案を整理すると、育児支援と女性教員の働き方の見直しに関する成案がだされた地域と、女性教員の家庭生活の見直しと家庭・学校・社会による理解・支援に関する成案が出された地域の2つに大別される。とくに、女性教員の家庭生活の見直しに関する可決案が出された地域は、全ての項目に関する案が可決されている群馬県を除けば、愛知県・京都府・大分県の3府県とも育児支援・女性教員の働き方の見直しに関する成案はだされていない。また、女性教員の家庭生活の見直しに関する成案が出された地域は、この項目以外該当項目のない大分県を除けば、愛知県・京都府とも家庭・学校・社会による理解・支援を要求する成案がだされたのみである。反対に、女性教員の働き方の見直しに関する成案が見られる、群馬県・静岡県・京都市・長崎県のうち、群馬県を除いた3県市では、女性教員の家庭生活の見直しに関する成案はない。したがって、本稿で取り扱った9地域の事例から考えると、職業と家庭の両立問題に関する議案の成案には、授乳機会・育児施設・勤務時間削減などの具体的な要求を求める地域と、女性教員の家庭生活の改善や簡略化の奨励および女性教員の立場への理解の要求をおこなうことに留まり具体的な策を講じない地域の2つの地域的な特色があるといえる。ただし、全ての項目について網羅的に成案が出された群馬県は特筆すべき地域であると考えるが、詳細な検討は今後の課題である。

### おわりに

本稿では、職業と家庭の両立問題が地域女性教員会でどのように取り組まれたのかを、地域女性教員会に提出された議案により分析した。その結果、各地域女性教員会で職業と家庭の両立問題が議論されていた時期は、1917年から25年の間であり、議論のピークは1920年前後であるということがわかった。これは、全国大会の分析から議論のピークと到達点を1926年から27年とする先行研究の見解とは異なるものであり、必ずしも全国大会と各地域の動向は連動していないことを示している。また、議案に用いられる文言は、1920年10月を境に、「勤務能率」「勤続年数」から「有夫女教員」「家庭と学校生活の調和」へと変化していることがわかった。1920年10月には、第2回全国大会で職業と家庭の両立問題に関する第2号議案が勤務時間削減を含まずに可決されている。したがって、このことは、全国大会と地域女性教員会との影響関係の一つの表れであると考える。文言上に窺える全国大会の影響と、議論ピーク時の全国大会との不一致は、各地域女性教員会が、全国大会での職業と家庭の両立問題に関わる動向を注視しながらも、各地域の実情あるいは現実的な解決の道筋への思考が作用することにより生じたものであるといえる。

また、各地域女性教員会に提出された議案の成案が記載されていた8府県1市の分析により、育児支援と女性教員の働き方の見直しに関して具体的な解決策を提示する成案がだされた地域と、女性教員の家庭生活の見直しと家庭・学校・社会による理解・支援を単に謳うに留まる成案が出された地域の2つに大別される傾向がみられた。しかし、全体的に各地域女性教員会の成案は、全国大会での可決案よりも具体性をもつものであり、職業と家庭の両立問題が現場の女性教員にとっていかに切実な問題であったかということを示唆するものであると考える。

今後の課題としては、本稿で議案を検討した地域で、県教育会雑誌が入手できなかつたあるいは欠号により網羅的に分析できなかつた地域について、教育会雑誌だけでなく地域新聞も含めて分析をすすめていく。さらに、職業と家庭の両立問題は、給料が低廉で且つ資格を有する女性教員を多く雇用することで財政負担の軽減を狙う行政側の意図も多分に影響する問題である。女性教員会で提出される議案や諮詢案には、県や郡および視学等の教育行政官の指導が介入していることは容易に推察できることであろう。また、女性教員会自体も必ずしも完全

な自治組織とはいえば、女性教員会の主催・開催機関は、女子師範学校・県教育会・地方自治体と様々である。こうした主催・開催機関の違いがどのように影響しているのか。有夫率と両立問題への取り組みの傾向は一致するのか<sup>12</sup>。こうした視点を踏まえて、より広い観点から集積した各地域女性教員会の動向傾向を探っていくことも今後の課題であると考える。

## 註

- 1) 職業と家庭の両立問題は、第1回全国大会（1917年）から第2回全国大会（1920年）では有夫女性教員問題、第6回全国大会（1926年）から第7回全国大会（1927年）では部分勤務制問題と呼ばれ、時期によって呼称が変化し論点が絞られていった。本稿では混乱を避けるために、両者を統一して、職業と家庭の両立問題と表記する。
- 2) 就学率の高まりに加え、1908年の義務修学年限の延長による学級数増加で生じた教員不足を、女性教員によって補うという気運が日露戦争後一層高まり、女性教員数は1890年ごろの5%から、1910年には25%強となり、やがて30%を超えるまでになっていった。（石戸谷哲夫『日本教員史研究』講談社、1971年、p.257、一番ヶ瀬康子「大正期の『女教員』問題」日本女子大学女子教育研究所編『大正の女子教育』國土社 1975年、pp.328～333参照。）
- 3) 本稿では、「母性」を、女性がもつ妊娠・出産・哺乳という男性とは異なる身体機能を根拠に、子を産むこと、育てること、「母性愛」を有することを、全ての女性にとって「自然」なこととして規定するものであると捉える。（田間泰子『母性愛という制度』勁草書房、2001年）そして、このような「母性」は、一方では、女性を国民としてみなしながらも男性と差異化される存在として位置づけるための重要な要素として創られたイデオロギーという側面を持ち、他方では、「産む身体」を有する女性が女性自身を認識し、自らの存在価値の根拠として女性たちに受け入れられていたイデオロギーという側面も併せ持つものである。（沢山美果子「第3章＜産む＞身体観の歴史的形成」『ジェンダーと教育の歴史』川島書店、2003年）
- 4) 小学校女性教員の職業と家庭の両立問題に関する先行研究（後掲8、参照）では、「母性」を女性に自明なものとして捉え、あえて「母性」に注目していない。そして、「職業婦人」としての女性教員の職業と家庭の両立という観点から、産休・部分勤務制問題を取り上げている。とはいえ、第7回全国小学校女教員大会で第3号議案として提出・可決された部分勤務制の調査案には、「母性としての立場より（広義即母性即女性とする事）」という文言が見られる。これは、家庭でも学校でも女性教員の存在意義の根本は「母性」にあるという理念の表れといえる。女性教員の存在の根本とされた「母性」が、女性教員の職業と家庭の両立問題にどのように影響し、あるいは利用されていたかを検討しなければ、有夫女性教員問題がどのように展開し、女性教員にどう認識され、いかなる意味をもっていたかを探ることはできないと考える。「母性」を軸としての職業と家庭の両立分析は、全国大会については拙稿「小学校女教員と母性・産休・部分勤務制問題をめぐってー」（修士論文・平成14年度お茶の水女子大学大学院人間文化研究科発達社会科学専攻教育科学コース提出）。また、地域の個別事例としては、拙稿「1920年代、京都市小学校女性教員における産休・勤務能率問題」『ジェンダー研究』第9号、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター、2006年、参照。
- 5) 第1回全国大会は、1916年に帝国教育会が行った「女教員問題に関する調査」の継続事業として、1917年10月20日から3日間、帝国教育会講堂で開催された。女性教員自身が、男性により行われた調査をどう認識しているかを論じ合い、教育の向上を狙うことが開催の目的であった。なお、「女教員問題に関する調査」（帝国教育会調査委員「女教員問題に関する調査」『帝国教育』第409号、1916年8月、p.7）の調査対象は、女子師範学校長40名、1道1府29県の小学校長71名の他に、教育学者若干名と道府県学務課長であった。また、調査項目は、男女教員数割合、女性教員担当科目、女性教員の長所短所等であった。
- 6) 部分勤務制とは、有夫女性教員問題から呼称を変えたものである。小学校の有夫女性教員が育児および病人看護等の家事への時間を必要とする場合、女性教員の願出により、自らが必要とする期間、学科目でも時間数でも部分的に勤務することを認める制度案で、大きな論点となつたが実施されることになった。また、小学校女性教員は、1922年9月18日文部省による訓令第18号「女教員ノ産前産後ニ於ケル休養ニ關スル件」で、「母体胎児並嬰兒」の保護の為に「分娩予定日前二週間」と「分娩後六週間」の休養を認められるようになる。さらに、文部省は同年10月30日に訓令の実施上の注意と月経時の保護に関して通牒を出し、「教員ニ産前産後ノ休養ヲ為サシムル場合ハ賜暇ニ準ジ取扱ハレ度」として産休教員の代わりに「予メ補充ノ教員ヲ置ク等適宜ノ方法」を講ずることを求めた。
- 7) 本稿では、筑波大学中央図書館に所蔵されている道府県教育会雑誌を用いて分析を行った。しかし、地域により所蔵量の違いと欠号もあるので、全ての地域について当該時期を網羅的に把握することはできなかった。本稿で把握できなかった地域については今後の課題である。
- 8) 戦前の小学校女性教員の有夫女性教員問題に関する代表的な先行研究としては、①木戸若雄『婦人教師の百年』明治図書 1968年、②深谷昌志、深谷和子『女教師問題の研究』黎明書房、1971年、③一番ヶ瀬康子「大正期の『女教員』問題」日本女子大学女子教育研究所編『大正の女子教育』國土社、1975年、④川合章、佐藤一子、新井淑子「女教員会に関する教育史的研究」埼玉大学、1980年、⑤新井淑子「戦前における女教師の地位向上をめぐる動向について」『教育学研究』第49号第3巻、1982年が挙げられる。

- 9) 新井淑子「戦前における女教師の地位向上をめぐる動向について」『教育学研究』第49号第3巻、1982年。
- 10) 京都市は、1920年11月10日、京都市教育課は、市内女性教員482名に対して、『京都市小学校女性教員ニ関スル調査』を行っている。調査項目は38項目中には、「11.右ニ付ヨリ教育的ナル託児所出来レバ預ケルオ考デスカ」がある。(拙稿「1920年代、京都市小学校女性教員における産休・勤務能率問題」『ジェンダー研究』第9号、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター、2006年、参照。)
- 11) 前掲9参照。新井は、第7回全国大会で提出された部分勤務制(第2号議案)で可決された調査案に対して、「子どもを産み育てるなどを社会的なものと捉える姿勢の萌芽的な現れ」と一定の評価を与えている。だが、可決調査案には、託児所に関する記述があるわけでもなく、子どもの養育される権利が示されているわけでもない。したがって、全国大会での議論に対する新井の評価は過大であると考える。
- 12) 各地域の有夫率については、前掲10、拙稿参照。本稿での分析からは、有夫率との直接的な関係は見出せなかつたが、これについてはさらに多くの地域の事例を集積し、詳細な検討が必要であると考える。

(2006年12月1日受理)